

平成29年3月27日

米原市議会議長 松 宮 信 幸 様

総務教育常任委員会委員長 吉 田 周一郎

市道碓高溝顔戸線と市道箕浦碓線の交差点（サンライズ近江自治会地先）に
信号機の設置を要望する意見書案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

意見書第1号

**市道碓高溝顔戸線と市道箕浦碓線の交差点（サンライズ近江自治会地先）に
信号機の設置を要望する意見書**

今回、信号機の設置を要望する周辺地域は、サンライズ近江、レイクサイド宇賀野および近江母の郷ニュータウンの各自治会が隣接する新興住宅地の中にあり、朝夕の通勤、通学、買い物等で行き来する人や自動車の通行も多く、交通安全確保が大きな課題となっている地域です。

市道箕浦碓線が国道8号と並行しており、国道混雑時は南北両方面からの抜け道として多くの車両が通行し、制限速度を超過するものも多く、当該市道を利用する歩行者や自転車が危険な目に遭う状況が続いています。

また、市道碓高溝顔戸線と市道箕浦碓線の交差点付近は、児童の通学路になっており、地域の人々が憩う公園もあります。そして、その公園は、おうみ認定こども園に通う園児の送迎場所としても利用されています。

過去には、幾度となくこの交差点で車同士の事故があり、2015年2月には、信号機があれば避けられたであろう、歩道を横断中の高校生が自動車にはねられ死亡するという痛ましい事故が起きています。

こうしたことから、地域住民においても安全確保に対する不安が増大しており、児童・生徒の登下校や地域住民の安全確保のため、二度とこのような悲惨な事故が起こらないよう早急に信号機を設置くださるよう強く要望します。

なお、信号機が設置されるまでの間、地域住民の安全確保に万全を期されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

滋賀県米原市議会

滋賀県公安委員会委員長

滋賀県警察本部長

米原警察署長

あて